

かいけつサポートが提供する法的トラブル 解決サービスとは？

- ◆裁判によらないで紛争を解決する手続（裁判外紛争解決手続）の一種です。
 - ＊裁判外紛争解決手続とは、裁判以外の方法で紛争を解決する手段や方法をいいます。
 - 英語ではAlternative Dispute Resolution（代替的紛争解決手段）といい、その頭文字をとってADRと呼ばれています。
- ◆裁判外紛争解決手続には様々なものがありますが、「かいけつサポート」は、このうち、話し合いにより紛争の解決をめざす民間のサービスで、法務大臣の認証を受けたものです。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



JR根岸線「石川町」駅北口(中華街口)下車 徒歩1分

〒231-0024 神奈川県横浜市中区吉浜町1

TEL : 045-641-1553

URL : http://www.shiho.or.jp/k_support/index.html

神奈川県司法書士会調停センター

認証番号 第14号
認証年月日 平成20年6月13日

< 調停の流れ >

① センターの利用を希望される方とのご相談
(司法書士がお受けします。)

② 利用希望者へのセンターの特徴、手続に関するご案内
(①と同時にいきます。)

③ 調停申込書受付と利用契約書の作成 (当センター事務局
もしくは①の司法書士事務所にて)
* 運転免許証等、ご印鑑及び申込時手数料31500円が必要になります。

④ 申込書の受理・不受理決定

⑤【受理】
⇒事件管理者の選任
* 原則、利用申込相談を
受けた者が就きます。

【不受理】
申込書等の返還

⑥ 事件管理者から、調停の申込があったことを相手方に通知

⑦ 事件管理者から、相手方の出席確認
(⑥でご出席頂けるか、回答頂きたい旨の書面を送付します。
ご回答がない場合は、電話などの方法により、ご出席頂けるかを確認します。)

⑧【応諾】
* 相手方へのセンターの
特徴、手続に関するご案内

【相手方より拒否又は
出席意思不表明】
⇒終了

⑨ 調停人の選任 (調停人名簿からセンター長が選任)

右ページへ続く

⑩ 相手方との利用契約書の作成
※ 運転免許証等及びご印鑑が必要になります。

⑪ 第1回期日 (調停開始)
⇒ 第1回期日の日程は、事件管理者が調整します。

⑫ 次回続行となる場合のご案内

⑬ 第2回期日

⑭ 第3回期日…

調停の終了

- ・ 合意成立
- ・ 当事者の申し入れによる終了 (書面の提出をして頂きます。)
- ・ 調停人による終了

センターから利用者への通知・連絡の方法について

原則として、配達証明郵便で送付する方法により行います。ただし、調停手続の期日の通知その他の事務連絡等については、普通郵便、電話、ファクシミリ及び電子メール等の方法で行います。

資料の保管について

センターで資料の写しを作成し、原本は原則としてその場で返還いたします (必要な場合は資料を預かる場合もあります)。資料は、施設された保管庫にて保管いたします。

苦情の取扱いについて

- ① 神奈川県司法書士会の苦情対応窓口にて対応いたします。
- ② 苦情を申立てるとき、所定の苦情申立書を提出する必要があります。
- ③ 苦情の処理結果については、苦情を申立てた方に書面で通知いたします。

当センターでは、市民の皆様が抱えている悩み・トラブルをメディエーションという技法を使った話し合いによる解決のお手伝いをします。

Q メディエーションってなに？

A トラブルを抱えた当事者が、双方共に納得できる解決策を見つけるために、中立・公正な第三者(司法書士調停人)が同席し、話し合いのお手伝いをいたします。

Q メディエーションは、裁判とはどう違うの？

A 最大の違いは、判断を下すのが裁判官でも調停人でもなく、当事者(ご利用いただく皆様)であることです。当事者の合意によって、法律に縛られない、自由な解決方法を模索し、創り出すことが出来ます。メディエーションの主役はあくまでも当事者の方々です。

Q 調停人は何をやるの？

A トラブル解決に向けた皆様の話合いを、円滑に進めるためのお手伝いや、合意した内容を文章にまとめたりします。

Q メディエーションには裁判と比べて長所、短所はあるの？

A **長所**

- ・ 訴状を書くなどの難しい決まりが無く、気楽に利用できる
- ・ 弁護士等を頼まずに、低廉な費用で利用できる
- ・ 早期解決が期待できる
- ・ 相手方との人間関係を壊さない
- ・ 非公開なので、秘密が守られる

短所

- ・ 当事者の片方が話し合いの場所に来ない場合、手続きが進まない
- ・ 相手が合意の通りに履行してくれない場合、強制力がない

Q どんな悩み・トラブルなら利用できるの？

A 私達、司法書士の専門分野である民事に関する紛争のうち、その紛争の価格が140万円以内の事件に関して、ご利用頂けます。(当センターをご利用頂けるかにつきましては、お申込前に必ず申込相談を受けて頂きます。)

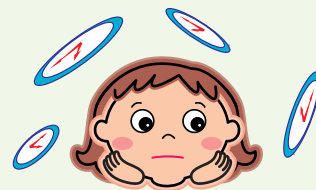


Q 費用はいくらかかるの？

A ①申込時に31,500円をお支払頂きます。(但し、相手方が欠席され、話し合いが行えなかった場合、21,000円を返金いたします。)
②話し合いが2回以上となった場合、2回目以降、毎回10,500円をお支払頂きます。
①は申込人の負担、②は当事者双方の共同負担となります。本パンフレット記載の費用は、平成20年6月13日現在の規程に基づく金額となります。実際にご負担頂く費用、その他詳細は、申込相談にてご説明いたします。

Q 時間はどのくらいかかるの？

A 話し合い1回につき、2時間以内を予定しています。当センターの基準として、3回以内の話し合いにより解決することを想定しています。3回以上になる際は、話し合いを継続されるか否かを当センターより、当事者双方にご確認いたします。



Q 話し合いは、どこですか？

A 原則は、神奈川県司法書士会館ですが、当事者の希望をお聞きし、他の場所で行なうこともできます。但し、司法書士会館外での開催は、秘密を守ることができる場所を確保する必要があるため、ご相談を頂き、会館外での開催ができるか決定いたします。



Q どのような人が調停手続に関わるの？

A 申込相談や手続の詳細を説明・ご案内する管理者と当事者間の話し合いに同席する調停人が皆様のお手伝いをします。管理者と調停人は、役割の違い及び話し合いの公正確保のため、兼務することはございません。そのため、管理者及び調停人として、1事案につき、最低2名の司法書士が関与することになります。

Q 秘密は守られるの？

- A
- ①調停手続は非公開です。
当事者の同意を得て、終了した調停手続の概要（当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限り、）を公表する場合があります。
 - ②調停手続に関与する者には守秘義務が課されています。
 - ③調停手続に関する書面は、施錠された保管庫に保管するなど厳重に管理します。



Q 話し合いで約束したことが守られなかったら、センターが強制してくれるの？

A 呼び出し同様、当センターで話し合われた結果にも、強制力はありません。但し、裁判とは違い、当事者双方が納得しなければ、約束は成立しません。そのため、成立した約束を守って頂ける可能性は、極めて高いといえます。

Q 相手を強制的に呼び出してもらえないの？

A 当センターで行う話し合いには、強制力はありません。そのため、相手が出席されない場合、手続終了となってしまいます。当センターは、お互いの話し合いにより解決するお手伝いをその目的としているため、申込頂く前に、皆様が当センターを利用した場合、相手も出席頂けるか、事前にご確認されることをお勧めいたします。

Q 利用するのに必要なものは？

- A
- ①ご印鑑（認印可）（利用契約書に押印頂きます。）
 - ②身分証明書（免許証、パスポートなど）
 - ③費用



当センターは「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」による法務省の認証を取得した機関です。法律の規定により、ご利用に先立ち、ご利用に関する説明を受けて頂く必要がありますので、必ず申込相談を受けて頂きます。お近くの申込相談担当者をご案内いたしますので、神奈川県司法書士会調停センターまでお問い合わせ下さい。